

## 第十二節 出願審査の請求

### I 出願の審査及び出願審査の請求

特許出願の審査は、出願審査の請求があったものについてのみ行います（特48の2）。

出願審査の請求は、本人、他人を問わず誰でもすることができます。本人以外が出願審査の請求をする場合は、【書類名】に「出願審査請求書（他人）」と記載してください。他人からの請求は本人に通知されます。

### II 出願審査の請求をすることができる期間

- (1) 出願審査の請求をすることができる期間は、出願の日から3年以内です（特48の3(1)）。
- (2) 出願の日から3年経過後であっても、次のいずれかの出願であるときは、新たな出願の日から30日以内に限り出願審査の請求をすることができます（特48の3(2)）。
  - ① 分割による新たな出願
  - ② 変更した出願
  - ③ 実用新案登録に基づく特許出願
- (3) 出願審査の請求ができる期間内に、出願審査の請求がなかったときは、その出願は取り下げられたものとみなされます（特48の3(4)（特48の3(7)において準用））。また一度した出願審査の請求は、取り下げることできません（特48の3(3)）。
- (4) 出願審査の請求をすることができる期間を経過した場合の救済措置（特48の3(5)（特48の3(7)において準用））

出願審査の請求をすることができる期間内に、出願審査の請求がなかったために、取り下げたものとみなされた特許出願であっても、特許出願人が期間内に、出願審査の請求をすることができなかったことが「故意によるものでない」ときは、出願審査の請求が認められます。

この場合、出願審査の請求をすることができるようになった日から2月以内で、期間経過後1年以内に限り、出願審査請求書を提出することができます。出願審査請求書に【その他】の欄を設けて「特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求」と記載して提出するとともに、「①所定の期間内に手続をすることができなかった理由及び手続をすることができるようになった日」の記載、「②手続をしなかったことが故意によるものでない」ことの表明、及び「③出願審査の請求を遅延させることを目的とするものではなかった旨」を記載した回復理由書を提出しなければなりません。（特施規31の2(4)(5)）。なお、「故意でない基準」により回復理由書を提出する際には、回復手数料（212,100円）を納付しなければなりません。（特別表第11号、手数料令1(2)⑩）。

「故意でない基準」による期間徒過後の救済に係る手続の詳細は、特許庁ホームページ「期間徒過後の救済規定に係る回復要件が「正当な理由があること」から「故意によるものでないこと」に緩和されます」([https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai\\_method2.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method2.html))を参照してください。

※令和5年4月1日以降に手続期間を徒過した手続が「故意でない基準」の対象となります。

令和5年3月31日以前に手続期間を徒過した案件については、「正当な理由があること」が回復要件となります。「正当な理由があること」の救済対象手続及び回復要件については、「期間徒過後の救済規定に係るガイドライン（令和3年4月26日改訂版）」

([https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai\\_method.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method.html))を参照してください。

### Ⅲ 出願審査の請求の手数料

出願審査の請求を行うときは、1件につき138,000円（平成31年3月31日までにを行った出願について出願審査の請求を行うときは、1件につき118,000円）に1請求項につき4,000円を加えた額の手数料が必要になります。

また、特許法第195条の2又は特許法第195条の2の2の規定により出願審査の請求の手数料は、軽減又は免除されることがあります（詳細は第二十節「出願審査の請求の手数料の減免」を参照してください。）。

### Ⅳ 特定登録調査機関制度利用による出願審査請求手数料の特例

登録調査機関（先行技術調査を行う機関）のうち特に特許庁長官の登録を受けた者（特定登録調査機関）は、出願人等の求めに応じ特許出願について先行技術調査を行い、その結果をその者に交付します。

出願人等がその結果を記載した調査報告を提示して出願審査の請求をしたときは、出願審査請求手数料は軽減され（特例法39の2、同法39の3）、納付すべき手数料の額は、1件につき110,000円（平成31年3月31日までにを行った出願について出願審査の請求を行うときは、1件につき94,000円）に1請求項につき3,200円を加えた額となります（手数料令1(2)）。

出願審査請求書に上記調査報告の提示をする場合は、「【代理人】」の欄の次に「【調査報告番号】」の欄を設け、調査報告番号を記載してください。

## V 出願審査請求書の作成方法

特施規様式第44（第31条の2関係）

【書類名】 出願審査請求書	
(【提出日】 令和 年 月 日)	
【あて先】 特許庁長官 殿	
【出願の表示】	
【出願番号】	
【請求項の数】	
【請求人】	
【識別番号】	代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】 ←	
(【国籍・地域】)	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【調査報告番号】)	
(【手数料の表示】)	
(【予納台帳番号】)	代理人手続でない場合は、この項目を設ける必要はありません。
(【納付金額】)	
【提出物件の目録】	

〔備考〕

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「(【手数料の表示])」の欄の「(【予納台帳番号])」を「【納付書番号]」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【手数料の表示])」の欄の「(【予納台帳番号])」を「【納付番号]」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額]」の欄は設けるには及ばない。ただし、特許法第195条の2の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。
- 2 請求人が特許出願人以外の者であるときは、「【書類名]」を「出願審査請求書(他人)」と記載する。
- 3 「【氏名又は名称]」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称]」の次に「【代表者]」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。

- 4 「【請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

- 5 第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに出願審査の請求の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「〇／〇」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第〇号〇に掲げる要件に該当する者である。（〇〇〇〇持分〇／〇）」若しくは「特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する者である。（〇〇〇〇持分〇／〇）」又は「産業競争力強化法第66条第2項の規定による審査請求料の2／3軽減（〇〇〇〇持分〇／〇）」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合〇／〇」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合を記載する。
- 6 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2若しくは195条の2の2又は産業競争力強化法第66条第2項の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第〇号〇に掲げる要件に該当する者である。」若しくは「特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する者である。」又は「産業競争力強化法第66条第2項の規定による審査請求料の2／3軽減」のように記載する。ただし、備考5により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。
- 7 「（【調査報告番号】）」の欄には、第31条の2第3項の規定により調査報告の提示を行うと

きに限り、特例法施行規則第60条の2第1号の調査報告番号を記載する。同一の特許出願について複数の調査報告が作成された場合は、「（【調査報告番号】）」の欄に、いずれか一の調査報告番号を記載する。

- 8 特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により出願審査の請求をするときは、「【代理人】」（「【調査報告番号】」の欄を設けた場合にあつては「【調査報告番号】」、「【手数料の表示】」の欄を設けた場合にあつては「【手数料の表示】」、備考5に該当する場合（減免を受ける者を含む者の共有に係る出願を除く。）にあつては「【持分の割合】」、備考6に該当する場合にあつては「【手数料に関する特記事項】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求」と記載し、また、備考5に該当する場合（減免を受ける者を含む者の共有に係る出願に限る。）にあつては「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合と、「特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求」を行を改めて記載する。
- 9 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は195条の2の2の規定の適用を受け、かつ、第73条第4項の規定により特許法等関係手数料令第1条の3第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事項及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を出願審査請求書に記載して同項の申請書の提出を省略しようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を記載する。ただし、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては、「【請求人】」の欄には、減免を受ける者を含めて記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する請求人である。（○○○○持分○／○）。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する請求人である。（○○○○持分○／○）。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合を記載する。
- 10 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から26まで、様式第4の備考4、様式第9の備考10、様式第18の備考10並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

## VI 他人による出願審査請求の場合の注意事項

本人でない者（他人）が出願審査の請求をした後において、補正又は補正の却下により請求項の数が増加したときは、出願人がその増加分の出願審査請求手数料を納付しなければなりません（特195(3)）。増加分の手数料の納付がなく、かつ納付を求める補正指令に応じないときは、当該出願は却下の処分となります（特18(2)）。

## VII 出願審査請求手数料の返還請求

出願審査の請求後、審査官から最初の通知等が来るまでの間に、出願の取下げ又は放棄を行った場合に、出願審査請求手数料の返還請求を行うことにより、その一部が返還されます。

### 1. 返還請求が可能となる取下げ又は放棄の時期（特195(9)）

出願審査の請求後であって、以下のいずれかがあるまでの間に、出願を取下げ（みなし取下げを含む。）又は放棄した場合に返還請求が可能となります。取下げ又は放棄の時期は、出願取下書又は出願放棄書の到達日で判断されます。

- (1) 同一発明かつ同日出願の場合の協議指令（特39(6)）
- (2) 文献公知発明に係る情報の記載についての通知（特48条の7）
- (3) 拒絶理由通知（特50）
- (4) 特許査定の際の謄本の送達（特52(2)）

### 2. 返還請求の期限

- (1) 出願の取下げ又は放棄から6月以内に返還請求を行わなければなりません（特195(10)）。返還請求の日は差出日で判断されます。
- (2) 特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願が、特許法第42条第1項又は実用新案法第9条第1項の規定により取り下げたものとみなされた場合、先の出願についての出願審査手数料の返還請求の期限は、特許法第42条第1項又は実用新案法第9条第1項の規定により取り下げたものとみなされた時から6月以内に返還請求を行わなければなりません。
- (3) 返還請求の期限を徒過した場合の救済措置

返還請求の期限を徒過した場合であっても、返還請求をする者にその責めに帰することができない理由がある場合は、返還の請求をすることが認められます（特195(13)）。

この場合、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内で、その返還請求の期限の経過後6月以内に限り返還請求書を提出することができます。その際、上申書又は返還請求書の【その他】の欄において、当該手続をすることができなかつた理由が「返還請求人等の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類を提出しなければなりません。

### 3. 返還額

納付すべき適正な出願審査請求手数料の額の「2分の1」に相当する額（その額に十円未満の

端数があるときは、その端数を切り捨てた額) です(手数料令1(4))。

#### 4. 返還方法

##### (1) 現金による返還

出願審査請求料返還請求書に記載された返還請求人又は代理人の金融機関の口座へ振込みにより返還します。

ただし、指定立替納付者により納付された審査請求料を返還するときは、やむを得ない場合を除き、指定立替納付者に対して行います。

※ やむを得ないと認められる場合とは、出願審査の請求後に名義変更の届出があった場合や、代理人変更の届出があった場合等により、指定立替納付者による納付の申出を行った者が出願人又は代理人の地位にない場合等です。

##### (2) 予納台帳への返還

予納制度を利用して審査請求料を納付した場合は、現金による返還に代えて、予納台帳への返還も可能です。

なお、予納台帳への返還は、審査請求料の納付の際に利用した予納台帳と同一の予納台帳へ返還するに限られますのでご注意ください。

※ 返還請求時において返還請求先を出願人予納台帳として代理人が手続を行う場合は、あらかじめ特許庁長官に「代理人届(委任による予納額からの納付又は予納額への加算の申出)」を届け出ていることが必要です(特例規41条、様式第37)。

※ 出願審査請求料を指定立替納付により納付し、増加した請求項に係る審査請求料をそれ以外の方法により納付した等、一の案件に対して指定立替納付とそれ以外の納付方法によって出願審査請求手数料を納めている場合、出願審査請求料返還請求書の【返還金振込先】には金融機関の口座情報を記載します。

これにより指定立替納付により納付された手数料は指定立替納付者を經由して、それ以外の手数料については記載された金融機関の口座あてにそれぞれ返還されます。





3 出願審査請求書と手続補正書のように返還を請求する手数料を納付した手続が2以上あるときは、「【返還請求対象書類】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【返還請求対象書類】

【書類名】

【提出日】

【書類名】

【提出日】

4 「【納付済金額】」の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料の合算額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。

5 「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する額の合算額を記載する。

6 「（【返還の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて予納額への加算の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には返還を請求する手数料の予納に係る予納台帳の番号を、「（【加算金額】）」には返還を請求する手数料の合算額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。

7 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、様式第31の5の備考1並びに様式第73の備考3、4、8及び9と同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。））」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。